
証券監督者国際機構(IOSCO)第32回年次総会について

平成19年4月9日～12日

証券監督者国際機構(IOSCO)の第32回年次総会が、平成19年4月9日から12日までの間、インド・ムンバイで開催された。IOSCOは、わが国の金融庁や米国証券取引委員会(SEC)といった世界各国の政府規制当局が中心メンバーとなっている国際機構で、毎年春にメンバーが年次総会を持ち回りで開催している。

本来、規制当局の意見交換の場として誕生したが、90年代に入って、国際的に調和のとれた包括的な規制制度を維持し発展していくという観点から、本協会のような証券業協会や証券取引所などの自主規制機関が、協力会員としてこの会議に参加するようになった。

年次総会では、期間中に、代表委員会、理事会、専門委員会、新興国市場委員会、自主規制機関諮問委員会(SROCC)といった主要な委員会が、それぞれの構成メンバーを対象にして開催される。また、会員以外の登録者も対象にしたパネル・ディスカッションも催されている。総会では、これまでにIOSCOが検討してきた各種の問題についてのレポートが公表されるとともに、決定された事項等については、最終日にコミュニケとして記者会見等で公表される。

今年の総会には、100を超える国・地域から500名以上が参加した。今年は、各委員会が会合を開催するとともに、4つの公開パネル・ディスカッション — 「証券取引所の発展と多国籍証券取引所に対する規制」、「会計及び監査：国際的な視点」、「ヘッジファンド：新たな規制上の課題」、「資本市場と経済発展：中小企業の資金調達の新たな手段」 — が催された。

以下に、今年の年次総会で公表された活動内容の一部と自主規制機関諮問委員会で協議された事項を簡単に紹介する。



1. 年次総会の主な成果と課題

(1) 規制当局間の協力促進

規制当局間の情報交換について問題が生じた時に、IOSCOが当該規制当局と対話し協力を促進するほか、MMOU(IOSCOのメンバーである規制当局間のエンフォースメントにおける協力・情報交換のための多国間覚書)の締結促進を図ることが報告された(IOSCOに現在加盟している109の国・地域の規制当局のうち41カ国・地域がMMOUに調印済み)。

(2) 各種政策課題についての報告

現在IOSCOが取り組んでいる各種の政策課題(財務報告基準の国際的調和、市場規制機関間の重複上場銘柄等に関する情報交換のためのフレームワークの設置、証券募集時の証券会社等における利益相反への対処、不正な国際証券取引による取得資産の凍結に関するガイダンス作成、ヘッジファンド保有資産の評価方法等)について、専門委員会等に

おける検討の進捗状況が報告された。

(3)IOSCO の業務計画及び業界との対話のフレームワーク

IOSCO 専門委員会は、先般、今後の検討課題を業務計画 (Work Program) として公表し、これに関する市場関係者の意見を募っている。今後、こうした業務計画を含め、IOSCO の原則の普及、規制の国際的な調和・統合を進めるプロセスにおいて、広く市場参加者の見識・意見を取り入れるため、業界との対話のフレームワークを設けることが報告された。

(4)新規メンバーの承認

普通会员1、準会員1、協力会員7(含む JASDAQ 証券取引所)の新規加盟が承認された。

2. 自主規制機関諮問委員会 (SROCC) における主な協議事項

各国の証券業協会や取引所などの自主規制機関がメンバーとなっている自主規制機関諮問委員会(SROCC)は、4月9日にワーキング・グループ会合を、翌10日に全体会合を開催した。同全体会合では、本協会渡辺副会長が議長を務めた。

全体会合では、IOSCO の他の委員会の活動状況につき各議長から報告を受けたほか、次の事項を協議した。

(1)ワーキング・グループの課題

SROCC の下にあるワーキング・グループの各議長から、それぞれの活動状況について、大要、以下のとおり報告があった。

① Ahead of The Curve Working Group

本ワーキングは、証券界に新たに発生した又は発生する可能性のある規制上の問題点について検討するワーキングである。

今回の会合では、市場リスク、金利リスク等を投資家に知らせる Investor Alert (投資家警告情報)のフォーマット作成が完了し、近くウェブサイトを通じて公表すること、伝染病蔓延等非常時における規制緩和に関する提言を作成し、専門委員会に送付したことが報告された。

また、今後の検討課題として、アルゴリズム取引について考察し、DMA (Direct Market Access) 取引における問題点及び、自主規制機関としての取組み等を検討すること、さらに、外国証券投資について Investor Alert (投資家警告情報)のフォーマットを作成することが合意された。

② Regulatory Staff Training Working Group

本ワーキングでは、自主規制機関が行う研修の教材作成、実施方法の検討を行なっている。

既に本ワーキングでは、「証券会社における内部管理」、「マネロン対策」に関

する研修教材を作成したが、今回の会合では、「リスクに応じた監査のあり方」についての教材について協議した。

また、今後これらの教材を活用して、SROCC に加盟する自主規制機関のスタッフを対象に、ウェブサイトを通じて双方向の質疑応答、意見交換が可能な研修を実施すること、また、集合研修の可能性も探ることが合意された。

③ Outsourcing Working Group

本ワーキングでは、IOSCO 専門委員会が 2005 年 2 月に公表したアウトソーシング(業務の外務委託)に関する原則を踏まえ、アウトソーシングに関する自主規制機関による検査のチェック・ポイントを作成してきた。今回の会合では、上記チェック・ポイントの最終ドラフトを SROCC として正式に承認し、専門委員会及び新興市場委員会にコメントを求めるため送付することが決定された。

(2)IOSCO 専門委員会の業務計画

先般専門委員会が公表した業務計画について、SROCC としてのコメント案(議長団体として本協会が作成し、SROCC メンバーに配布)を検討し、専門委員会に送付することが合意された。

(3)IOSCO と業界との対話のフレームワーク

標記フレームワークを協議した非公式会合(3月26日、専門委員会議長が業界代表者に呼びかけマドリッドで開催)の様式について、同会合に SROCC を代表して出席した本協会から報告を行なった。今後、標記フレームワークの中で自主規制機関及び SROCC が果たすべき役割について検討を進めていくことが合意された。

3. 今後の会合予定

次回の IOSCO 年次総会は、来年5月末にフランス パリで開催される予定である。

なお、別途、IOSCO 専門委員会カンファレンスが本年 11 月 8、9 日に東京で開催される予定である。

以 上

IOSCO 及び SROCC の概要

・IOSCOの沿革

日本語では、「証券監督者国際機構」と訳されており、国際的な証券取引についての基準及び効果的な監視を確立すること等を目的に設立された国際組織。1974 年に設立された米州証券監督者協会を母体とし、1980 年代以降に欧州・アジア諸国の機関が加盟した。1986 年のパリ総会において、現在の IOSCO という名称に改められた。我が国では、金融庁が普通会员として、証券取引等監視委員会、経済産業省及び農林水産省が準会員として、日本証券業協会、東京証券取引所、大阪証券取引所及び JASDAQ 証券取引所(2007年のムンバイ総会時に加盟承認)が協力会員として、それぞれ加盟している。

2004 年から、IOSCO 専門委員会が民間セクターとの対話の拡充を目的に、証券会社、銀行その他民間企業の代表者、金融専門家、学識経験者等を招き、専門委員会カンファレンスを開催している(ニューヨーク、フランクフルト、ロンドンで開催済み)。同カンファレンスは、2007 年 11 月に東京で開催される予定である。

・SROCC (SRO Consultative Committee)の沿革

日本語では、「自主規制機関諮問委員会」と訳されており、1989 年に設置され、IOSCO における各国の自主規制機関による意見・情報交換として機能している。同委員会では、現在、証券業務の外部委託、市場における問題の早期発見、自主規制機関のスタッフ研修等の課題に取り組んでいる。2006年6月に香港で開催された SROCC 全体会合において、本協会渡辺副会長が議長に選出された。

・IOSCOの組織

